



平成26年9月26日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役会長 青木 弘
(コード：4088、東証第一部・札証)
問合せ先 広報・IR室長 松井 俊文
(TEL 06 - 6252 - 3966)

審決取消訴訟の判決（勝訴）について

当社は、平成25年11月19日付で公正取引委員会より受けた審決を不服として、平成25年12月19日付で東京高等裁判所に対して審決取消訴訟を提起し、実態に即した判断を求めてまいりましたが、当該訴訟において、平成26年9月26日付で当社の審決取消請求を容認する旨の当社勝訴の判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

本判決は当社の主張の正当性が認められたものであり、妥当な判断の結果であると認識しております。

なお、当社としては引き続きコンプライアンス強化に取り組んでまいります。

以 上